

2021年韓国の外国人収容所の現実

—華城外国人収容所を中心に—

金大權(市民団体<マジュン>)

○ 収容の長期化

コロナ禍のなかで、韓国政府は2020年から非正規滞在者に対する日常的な取り締まりを中断している。これによって、外国人収容所(訳注:韓国では、収容施設を「保護所」「保護室」と言うが、ここでは「収容所」「収容室」とする)に収容される外国人は、例年に比べて大幅に減少した。ただし、刑事手続き後に引き渡される場合、交通取り締まり後に引き渡される場合などがあるため、収容される外国人は依然として存在する。

外国人収容所に収容される外国人の数が大幅に減少したことに比べて(【表1】)、平均収容期間は大幅に伸びた(【表2】)。コロナ禍により、航空便の欠航などの理由で送還ができなくなったからである。すなわち、収容が長期化されている。

実際に、2021年上半期の収容期間別資料を見ると、1か月以上収容された被収容者数は、一時期安定化するように見えたが、5月から再び増加していることがわかる(【図1】)。これは3月と4月に収容された外国人の多くが5月を過ぎた時点にも本国に帰国できず、収容されているからである。

○ 増える出入国庁・事務所の収容室での収容

他方で、2021年上半期の被収容者状況で目立つ点は、外国人収容所よりは、出入国庁、或いは出入国事務所に設置される「収容室」に収容される外国人がもっとも多いことである(【図2】)。

コロナ禍により、外国人収容所に長期収容される被収容者数が増加している点がメディアに報じられ、世論に注目された。法務部は「収容所」内に長期収容された被収容者数を減らすために、出入国庁、事務所に設置されている「収容室」に分散して収容したのではないかと疑われる部分である。とりわけ、出入国庁や出入国事務所に置かれた収容室は、入管法違反事実を調査するために48時間、或いは72時間内に外国人を一時的に収容する場所であるので、施設の規模や設備などは、収容所に比べて非常に劣悪な所が多い。

【表1】各収容所における累積被収容者数(単位:名)

	華城	清州	麗水	合計
2017	11,830	5,759	3,482	21,071
2018	12,912	6,891	3,616	23,419
2019	13,979	7,645	4,723	26,347
2020	4,839	2,873	2,135	9,847
2021.07.31	1,953	1,953	932	4,244

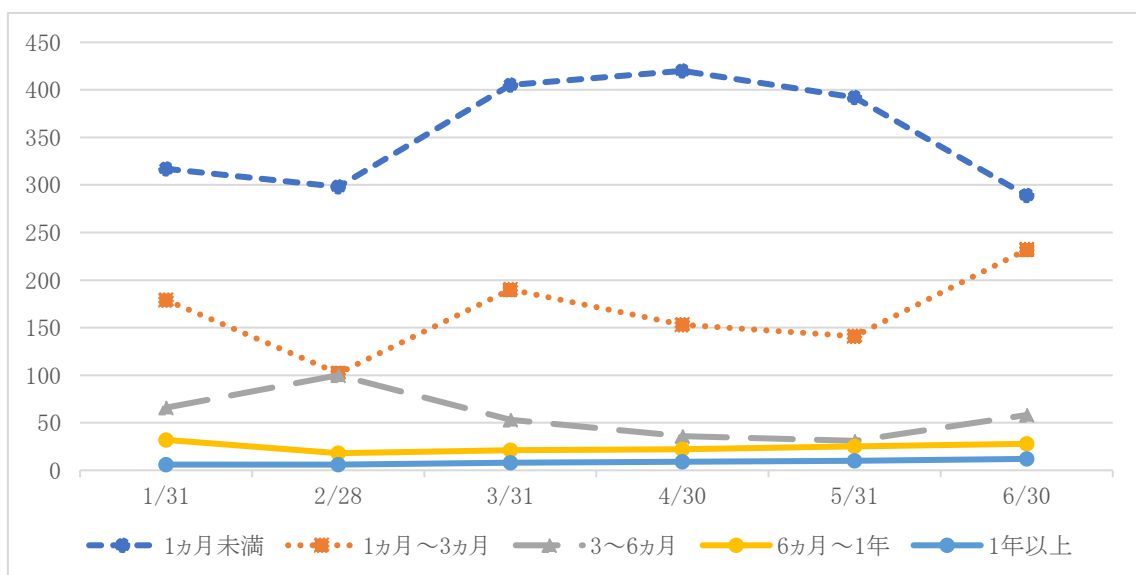
出所:李秀眞国会議員室から資料提供

【表 2】各収容所における一人当たり平均収容期間(単位:日)

	華城	清州	麗水
2017	8.9	11.9	12.9
2018	8.2	11.4	14
2019	7.5	9.4	11.1
2020	25.7	23.3	24.9
2021.06.30	32.3	30	39

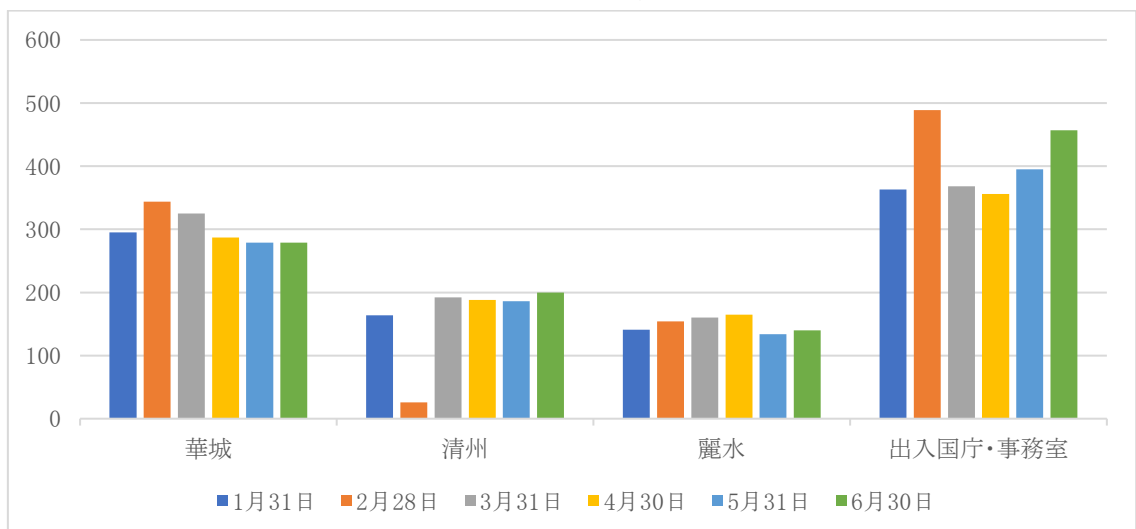
出所:李秀眞国会議員室から資料提供

【図 1】2021 年上半期の収容期間別の被収容者数(単位:名)



出所:法務部の情報公開請求資料から作成

【図 2】2021 年上半期の収容施設別の被収容者数(単位:名)



出所:法務部の情報公開請求資料から作成

○ 被収容者の権利制限

(1) 運動、面会時間の制限

被収容者の面会は、2020年11月以降全面的に中断されたが、2021年6月16日から部分的に可能となった。面会を全面的に中断した措置は、矯正施設の面会が2021年2月から部分的に許可されたことに比べると異例であった。〈マジュン〉(訳注:韓国で外国人収容所の面会活動する市民団体。「マジュン」とは「お迎え」の意味)は、面会が全面的に許可されないことに対して2021年5月27日に国家人権委員会に請願を行った。その直後、法務部は面会の全面的な中断措置を解除し、部分的に面会を許容した。

部分的に面会は可能になったが、面会時間は平日に限定され(土曜日不可)、時間も午後2時から4時までの2時間に制限された(訳注:通常であれば、面会時間は午前9時から11時半と、午後1時から4時半までであり、土曜日にも午前中に面会ができる)。そして、面会申請者の対象も、家族、親戚、弁護士、雇用主に限定した。面会申請は、一日に一人の被収容者だけ可能で、被収容者も一日に一回だけ面会を可能にした。さらに面会申請者は、72時間内のPCR検査記録、またはワクチン接種記録を提出することで面会を可能にした。

被収容者の運動時間も週5回(一日に30分)から、週1回(一日20分)に減少した。最近ようやく週2回に伸びている。コロナ禍以前には、韓国語教室、国楽(訳注:韓国の伝統音楽)公演、心理相談、宗教活動などのプログラムが運営されていたが、すべて中断されてしまい、収容された外国人は一日中に収容施設内で生活を余儀なくされた。これで、被収容者のストレスが非常に深刻になった。

(2) 外部診療の制限

運動時間などの減少によって被収容者が感じるストレスが大きくなったことで、健康管理がもっと難しくなり、外部病院への診療を必要とする者が以前より増えた。しかし、収容所当局は、感染防止と管理者不足などを理由に、外部への診療を簡単に許可しなかった。さらに収容所の医務課長が外部病院への診療を許可しても、平均1週間以上、長くて3~4週まで待たなければならない。

やっと外部病院に行けることになっても、自分の状態を医者に直接説明し、医者からの説明を受ける機会が遮断される場合が多い。収容所側は、管理と安全を理由に診療過程に同席せざるを得なく、医者の説明を自分たちも聞けば、患者の管理が可能であるという立場である。しかし、患者の知る権利と、個人情報を守る権利が深刻に侵害されている。なかには医者と言もできずに帰ってきた被収容者もいたという。

(3) ワクチン接種を受ける権利の制限

韓国政府は、2021年7月6日に非正規滞在者も韓国人と同じ基準でワクチン接種を受けるようにすると発表した。そして法務部は7月26日に全国の矯正施設の被収容者を対象にワクチン接種を段階的に始めると発表した。しかし、外国人収容所の被収容者は、政府の接種計画に含まれなかった。

<マジユン>は、8月7日に大統領府の国民請願窓口に外国人保護所の被収容者に対するワクチン接種を要求し、8月18日に「疾病管理庁と協議し、早めに対応できるように努力する」という返事を受け取った。その後被収容者にもワクチン接種の申請を受けることになったが、高齢層、疾患を持っている者に限定された。しかし、積極的な広報は行われず、なかにはワクチン接種の副反応に対する恐れを持つ者もいたので、申請者数は少なかったと知られる。一部の若い層のなかには、ワクチン接種を申請することができないことに対して不満を表にした。

○ 仮放免は増えたけれど

昨年9月に<マジユン>は、法務部を相手に、「現在の外国人収容所の過密な状況に対し、法務部の対策を公開するように」要求したことがある。これに対して法務部は「コロナ状況が発生した2020年1月から患者、高齢者、妊婦、未成年者など、感染症に弱い被収容者に対して積極的に仮放免（訳注：韓国では「保護の一時解除」という）するようにしており、2020年9月7日基準に、仮放免件数は120件で、前年の同時期67件に比べて79%増加した」と答えた。

実際に、今年1月に法務部は、長期の被収容者を中心に仮放免申請に対する意志を調査したことがある。調査後の保証人と一定の保証金（約300万ウォン＝約28.6万円）を納付できる一部の被収容者が仮放免許可を受けたとみられる。しかし、保証人と保証金の納付ができない被収容者は除外された。

法務部が発表した今年上半期までの仮放免の状況をみると、昨年より許可件数が伸びたことは事実のようである（【表3】）。しかし、収容期間が1年以上となる長期収容者の場合にも保証金を1000万ウォン（＝約95万円）以上要求されるケース、申請事由が不十分であることから不許可になったケースも少なくなく、現場で感じることとの温度差がある。

【表3】2021年上半期の仮放免

申請	許可	不許可	審査中
382	234	143	5

出所：法務部の情報公開請求資料から作成

○ 収容所の処遇改善を要求する被収容者の要望書

6月初め、<マジユン>宛てに被収容者43名の署名が書かれた処遇改善要望書が届いた。この文書において被収容者は、不十分な運動時間、食事、外部診療の問題、温水シャワー時間の制限、携帯電話の使用禁止を改善するように要求した。これはメディアを通じて外部にも知られたが、大きな反響は得られなかった。もちろん、法務部からの公式的な返事や対応もなかった。

2021.06.02

A JOINT PETITION AGAINST THE POOR TREATMENT OF DETAINEES AT
IMMIGRATION'S HWASEONG DETENTION FACILITY (KOREA)

WE THE UNDERSIGNED DETAINEES AT HWASEONG IMMIGRATION DETENTION CENTER HEREBY INFORM THE PUBLIC, N-G-O'S, HUMAN RIGHT AGENCIES, NEWS MEDIA, AUTHORITIES IN-CHARGE AND TO WHOM IT-MAY-CONCERN ABOUT THE POOR AND INHUMANE LIVING CONDITION AND TREATMENT OF PEOPLE IN THE FACILITY.

WE DECRY THE PRISON-LIKE CONDITION WHERE WE ARE :-

- ① LOCKED-UP IN A PRISON-CELL WITHOUT DAILY EXERCISE. (THE ONCE IN A WHILE EXERCISE WE DO LASTS FOR ONLY 20 MINUTES, AFTER WHICH WE ARE LOCKED BACK INSIDE THE CELLS)
- ② FED WITH MALNOURISHED FOOD. (2 EGGS FOR EVERY BREAKFAST IS ABSOLUTELY NOT HEALTHY. AND JUST A LITTLE BIT OF FISH OR MEAT IS RARE IN OUR LUNCH AND DINNER. THE BASIC FOOD IS JUST COOKED RICE, KIMCHI AND SOYA-CHEEZE SOUP.)
- ③ ^{TAKEN} NOT _{TO} THE HOSPITAL OR ALLOWED TO VISIT THE HOSPITAL UNTIL A PATIENT IS IN A DEPLORABLE CONDITION, RESULTING INTO DISTURBANCE OF ENTIRE DETAINEES WHEN THE PATIENT CAN NO LONGER CONTROL THE PAIN THEY FEEL. (WE ARE ASKED TO SHUT-UP, AND ARE MOST TIMES TAKEN TO ISOLATION ROOM, WHEN A SICK PERSON CAN NOT HOLD HIS PAIN).
- ④ NOT ALLOWED TO USE PERSONAL PHONE. (WE HAVE ONLY 20 MINUTES ACCESS TO AN INTERNET-PC FOR ONE DAY IN ONE WEEK. AT THE SAME TIME, WE CANNOT RECEIVE PHONE CALLS FROM ANYONE. SO WE HAVE ONLY ONE OPTION TO REACH-OUT TO OUR LOVED ONES OR OTHER PEOPLE, AND IT IS BY BUYING AN "INTERNATIONAL CALLING CARD" WHICH IS VERY EXPENSIVE WHEN USED IN MAKING LOCAL PHONE CALL. FOR EXAMPLE, A CALL TO KOREA

PHONE NUMBER IS ABOUT 10 USD FOR A DURATION OF 112 MINUTES OF TALK. IT IS AN INSANE EXTORTION OF US THE DETAINEES, SOME OF WHOM ARE REFUGEES)

- ⑤ NOT ALLOWED TO TAKE A HOT-SHOWER AFTER 7:00PM, BEFORE GOING TO BED. (THE WATER HEATER IS TURNED OFF, LEAVING US WITH NO OPTION OTHER THAN TAKING A COLD-SHOWER OR NO SHOWER).

WE WOULD LIKE TO USE THIS OPPORTUNITY TO MAKE IT VERY CLEAR THAT MAJORITY OF US IN THIS DETENTION FACILITY ARE PEOPLE WHO HAS VISA PROBLEM AND REFUGEES, WE SHOULD NOT BE TREATED LIKE CRIMINALS. WE ARE PLEADING FOR OUR VOICE TO BE HEARD AS OUR NUMEROUS EFFORT TO INVOLVE THE POLICE, 119 (EMERGENCY SERVICES) AND OTHER AGENCIES ARE INTERCEPTED AND DISCOURAGED BY THE OFFICERS OF THIS DETENTION FACILITY.

WE ARE CALLING ON KOREA HUMAN RIGHTS COMMISSION, N.G.Os AND MEDIA OUTLETS TO COME TO OUR AID, MORE ESPECIALLY, IN REGARDS TO SOME REFUGEES WHO HAS BEEN DETAINED HERE FOR SO LONG WITHOUT ANY REASONABLE EVIDENCE OF IRREGULARITY IN THEIR REFUGEE PROCEEDINGS.

Signed by _____ : NATIONALITY : SIGNATURE
#1 _____ NAME

(訳注: 下段の署名は省略した)

○ 収容所で酷い行為を受けた M 氏の事件

モロコ国籍の外国人が華城収容所の不当な処遇や酷い行為を受けたことが明らかになって韓国社会に大きな衝撃を与えた。その外国人は、2021年3月に収容された後、8回以上独房で「特別戒護」をされたが、その過程で6回以上にわたり、いわゆる「逆エビ固め」姿勢で縛られた。「逆エビ固め」とは、腕を後ろに縛った状態で、腕と脚を再び紐で縛り、体がエビが裏返したように曲がった状態で動けないようにすることをいう。過去の軍事独裁政権期において、政治犯などを対象によく行われた代表的な拷問の一種である。このような行為が外国人収容施設で被収容者を対象に起きたことは韓国社会に大きな衝撃を与えた。

これを映す監視カメラ映像がメディアに公開された直後、法務部はこの外国人が自傷行為や暴力行為を繰り返して起こしたことで、安全のために不可避であったと解明したが、それにしても、この酷い行為が正当化されることはできないという世論が大きかった。結局、法務部は内部調査結果を発表し、人権を侵害した事実を認め、今後は刑具使用と「特別戒護」に関する基準と手続きを厳格にし、収容所内の人権侵害の再発を防止するために根本的な対策を設けると発表した。

しかし、その発表にも関わらず、酷い行為の被害当事者は、仮放免申請が不許可になり、依然として収容所に収容された状態である。そして、法務部が約束した再発防止対策も、まだ抽象的な内容に過ぎず、どのように具体化され、いつ施行となるかは誰もわからない。

○ 市民団体の〈マジユン〉の対応

華城にある外国人収容所の面会活動を行っている団体〈マジユン〉は、今年からほかの市民団体の支援なしで頑張っている。昨年までは「アジアの友達」という市民団体が事務局の役割をしてくれたが、今年からは常勤事務局なしで、非常勤のボランティア活動者だけで活動を行っている。さらに、昨年から継続するコロナによって面会活動が制限されたことから、面会活動のみならず、メンバーさえも会えない状況が続いている。

それにも関わらず、電話を開設し、メンバーが交代で電話に対応し、被収容者と連絡ができるようにした。そして、仮放免になった外国人の難民裁判の支援、生活用品の支援などの活動も継続的に行っている。

被収容者の処遇改善を要求する署名を受け取ったことや収容所内の酷い行為が外部に知らされて社会的に大きな反響を得たことには、これまで〈マジユン〉が継続的に活動してきたから可能であったと考える。今年は、このような迅速な対応が要求されるときに、常勤の事務局なしで活動しなければならない現状がいかにも大変であるかを実感させる一年でもあった。

【解説】

韓国の収容と仮放免の状況

呉泰成(牛久収容所問題を考える会)

コロナ禍に伴い、日本の収容、仮放免の状況が大幅に変化している。被収容者は減り、多くが仮放免によって外で生活するようになったが、その実態はあまり明らかにされていない。さらに一度廃案となった入管法改正はまだ動きがあるかもしれない。このような状況は韓国でも同じだと思い、韓国で被収容者の面会活動を行っている市民団体〈マジユン〉に、韓国の状況が分かるように書いてほしいと依頼した。〈マジユン〉の金大権氏から送られた8枚にわたる文書を日本語で翻訳したのが上記の「2021年韓国の外国人収容所の現実」である。

ここで、見られる特徴を簡単に解説しよう。

まず、収容期間の長期化がみられる。コロナ禍で送還、帰国ができない状況であるので容易に予想できるが、それにしても6ヵ月以上の収容期間は、全体の収容期間のなかで5%前後を占める

程度である。日本に比べると、長期収容が占める割合は極端に低い。なぜ、収容期間が短いのか。それはいろいろ考えられるが、日本と比較すると2つの特徴がある。(1) 在留特別許可が入管法のなかで制度的にはあっても、実際にはあまり運用されてない。非正規滞在者がいくら長期滞在し、家族がいて、定住が進んでいても、新たに在留資格を得て韓国で滞在できる可能性が低い。非正規滞在者と韓国人の結婚も日本に比べると低いと考える。(2) 支援者や弁護士などからの聞き取りで感じることは、収容後の難民認定申請、或いは難民不認定で収容されるケースは日本に比べると少ない。研修制度を廃止し EPS(雇用許可制度)による正式な外国人労働者の受け入れが実施されてすでに17年となる。EPSも制度改善の余地はあるものの、公式的な外国人労働者受け入れ制度の存在は、就労、滞在を目的に難民申請を行うケースはあまり見られない。結果的に入管制度は日韓とも類似している点が多いものの、運用の面ではかなり相違がみられるのである。

次に、仮放免である。私が2017年にはじめて韓国の収容状況を調査した際に、韓国の仮放免の実態はつかめなかった。言い換えると、韓国では被収容者を短期間に送還、帰国されることが一般的であり、仮放免で国内に滞在することが稀であった。ようやく最近では仮放免の申請者と許可者が増えているようだが、入管統計にも掲載されないで、時系列のデータは得られない。また付け加えておくべきは、日韓の市民団体の交流のなかで、韓国の市民団体が日本の仮放免の運用状況を知り、韓国でもその制度を積極的に活用できた点である。市民団体の国際連帯、交流がいかに重要であるかを実感できる部分であろう。

最後に、収容施設の状況である。コロナ禍のなかで、被収容者をとりまく環境がより悪化していることがわかる。とりわけ、驚いた点は、収容施設における「逆エビ固め」の事件であろう。

海外メディア(France 24, BBC)でも取り上げられ、2021年10月29日に韓国のKBSの



時事番組「時事直撃」(「華城外国人保護所‘韓国版グアンタナモ’であるのか」)で取りあげられた。番組で入手できた映像だけで、6回わたり「逆エビ固め」の姿勢が行われたという。しかも、M氏はまだ収容所に収容されたままである。<マジユン>では、何とかM氏が仮放免になるように、また状況が改善できるように模索しているが、小さい市民団体だけでは限界を感じている。

コロナ禍のなかで、非正規滞在者、被収容者に対して、尊厳を守り、処遇改善のためにそれぞれどのような運動が可能であるのか。そのために日韓の連帯はどのような形で可能であるのか。日韓の市民団体とも大きな課題に直面している。